

土耳其軍艦沈没の悲惨

廣く義捐金を募集して憐む可き罹災者の心情を慰め日本人の慈愛義侠を海外に表明せんとす

土耳其軍艦沈没の悲報は前日來の時事新報に於て、かなり本報に接し、此不幸の出来事を知り、其の能はす日本國人の慈愛義侠なる斯る悲愴の報を聞いて亦た坐臥する能はざるを知らず、其の能はす日本人に以て罹災者を慰むるの實に供し、極東の文明國、慈愛義侠に富むる事を世界に表明せんと欲す。此事たる獨り慈愛義侠の情を満足せしむるのみならず、亦た一國の名譽に關するものあり、世人幸に此計畫を贊助して、義捐金を本社に授けられ、一切に金望する所なり。

明治二十三年九月 時事新報社

時事新報

政治家の運動費

今の文明尙金の世界に於て凡そ人間の第一動機は金錢の之に伴はざるべし、政治社會に於ける政治家の運動の如きは殊に然るものにして其運動すべし、活潑なれば其所費の金錢は益々多からざるを得ず、然りして政治家の運動あるものは元來不生産の働にして之が爲りに一厘の儲をも生ずるものにあらずれば大に運動して公共の爲めに心身の力を致し、且つは其身の名望榮華を博せんとするに、隨て大に金を散らすの用意なき可らず、即ち政治の運動費あるものあり、西洋諸國の政治社會に於ては其政治家として運動する者は多くは財産に乏しからざるを以て、撰ばれて議院に出席するにも政府の費給に依り、或は平生の交際など、自ら自家の財を以てするが故に其運動常に自由活潑なる事なれども、日本の政治社會は大に事情を異にして、世間に奔走する多數の政治家中には舊藩士族流の政治家も少からず、して財産より、寧ろ熱心氣力を以て、勝つものなきにあらざるに、金錢の費用なるは政治家の常態にして、選挙の競争と云ひ、政務の調査と云ひ、又は政黨の集會分合と云ひ、其他一身上の交際往來などにも金を要する事は中々少からざるに、今後國會の機構も愈々開けて事ますます、無窮に赴くとき、政治家の公に私に費す可き運動費は益々多からざるを得ず、其費用の多少は、其の身事に依りて、他人の可き所にあらざれば、其の費用は其結果を以て、或は之が爲めに、今後の政治社會の氣風を振興し、黨派の争を以て、益々激化し、陥らしむるが如き事なかる可きや、と今より、切に杞憂する者なり、在昔封建の時代各黨中に、然る黨派を生じ、互に政權を争ふたもの少からざるに、其中に就て、争の激化して、結果の甚多ならざりしは、概して藩士の集會に、少くも藩士ありしと云ふ、其黨派少なければ、平生の自給からざるが故に、隨て、時勢に立つ者の利名を、其の念、生じ、少くも材力ある者は、其地位に代らんとし、て、其之を争ふたものより、遂に斯る結果を見るに至り

法律學

○法律學界より表微せん

工學と云ひ、理學と云ひ、醫學と云ひ、又法律學と云ひ、總て何種かの學問が流行するにも、皆其當時の趨勢即ち需用の必要より起るもの、是れもなき事實にして、例へば各府縣に師範學校、中學校等、從前盛んに開始せる當時は、理學者の缺乏を生じて、一時理學の盛なりし時代もあり、又各府縣に病院醫學校の一時盛なりし頃は、極めて醫學者に乏きを告げ、有爲の學生は、奮然として之に赴き、十餘年前來醫科大學が醫學士を輩出したる數は、實に驚きを以て知るべし、次に去十八九年の頃より全國到處土木の事起り、道路開鑿、鐵道、鑛道等の事業、一々枚舉に暇ならず、此他紡績に器械製造に製紙に織物に、百餘の工業勃興し、なる當時は、工學の流行を來し、工科大學を始め、其他之に關する學校は、公私を問はず、非常の盛衰を顯はしたり、又近くは、我政府が裁判所の組織を變更せんとするに、付司法省は、其準備として、數年來、法學者を採用したるより、私立專門の法學校も數箇所、起り、法科大學を始め、此等諸校より多數の法學者を輩出したるのみならず、尙ほ今日、就れも非常の盛衰を爲すもの、如し、此等學生の用途とする處、概々にして、或は成業の後、代官人となり、或は官吏たらんなど、様々なるべきも、其大多數の歸する處は、他日裁判官たる

目的の外ならず、然るに此度構成法實施に就て裁判官は終身官となり、他に轉任も出來ず、又容易のものと、は、免職と爲るも、或く一方には、其地位已に充満して、殆んど空位ならしむるに至りたるものと、ゆゑ、今より以後輩出する法學者は、其目的とする地位已に充満して、入るに場所なきのみならず、尙又今度司法省の規定したる裁判官採用法に依れば、判事補は、年俸三百圓、判事は、年俸四百圓、とし、試補の本官と爲る迄には、三箇年間の經歷なかるべからざるの制にて、其本官と爲るにも、最も好位地を得る者にて、年俸五百圓を以て最上とする次第なり、如何に學生の望は、裁判官に熱心なれば、とて、八箇年間大學に學ぶの苦學を積んで、目出度卒業し、先づ官途を志すとすれば、三箇年間の年俸三百圓に過ぎず、常人ならんには、逆も斯る少給に甘んずる者なき道理なり、一任や法官の目的を見捨て、他の用途に就くも、不可あかるべし、雖ども法學者の最も多きを要する司法省が、果して斯くならば、以來法學を學修する者、絶念の餘り、愈々減少するは、云ふ迄もなく、從來流行最も盛なりし法學も、是より衰微に屬するに至ると、他の諸學に、徴して、明白なるべし、と云へり。

日本法律學校に於ける加藤弘之氏

去廿一日、麹町區飯田町の日本法律學校に於て執行せる開校式の席上に、加藤弘之氏が爲したる一場の演説に就ては、諸新聞紙の傳ふる所あり、とて、向氏より左の如く申來りたり。

拜啓小生、一昨二十一日、日本法律學校の開校に於て演説の節、日本新法律を講義教授候に、他の新聞に記載せし由なれども、(貴社新聞には、評論など)小生の意は、決して左様にはあらざりしと、にして、其節、傍聴の諸氏は、正に知らるるものと、候へ、其諸新聞にては、誤傳を記せしものと、相見申候、就ては、其諸新聞に、付て、正誤を求むると、當然、あれ共多くの新聞にては、手數も掛り、候間、貴社には、御關係のなきものと、ながら、貴社新聞は、實に、最も多き事ゆゑ、小生の演説の大意を、左に申述候間、幸々、御報内にて、御記載候下候は、難有存候也。

凡そ法律は、專ら其國の習慣風俗によりて、生じ來るべきものあるも、是れ、言ふを俟たざるも、なるに、日本の新法律は、左様にては、なく、重にも、歐法によりたるものと、あるも、是れ、明かなり、夫れ、故、此新法律が、日本の人民に適するや否や、容易に之を、斷定するも、能はず、併日本は、二十餘年前、迄封建の世にして、武斷政治、されば、當時の法律は、是れ、迎へ、今日の開明に、適せざるもの多し、例へば、民事と刑事との、別なき事、の如き、民事に就ても、被告人を、監獄せしむるありしが、如き、又、刑罰には、獄門、張付の如き、難堪なるものありしが、如き、又、刑罰には、獄門、張付に適するもの、に、あらざり、且、又、習慣法と、申しても、封建の世には、各藩各異なる所、あれば、何れを、一般の習慣と、も、云ひ難き事、情もあり、旁以此、二十餘年間、に、大長足の進歩を、なしたる日本に、封建時代の、習慣風俗を、費用すべし、と、云ふも、唯、云ふべくして、決して、行ふべからざるものと、云ふれば、今日に、方り、日本の新法律を、歐法によりて、制定したるは、蓋し、已むを得ざるものと、云ふの外なきなり、加之、維新、へ、此新法律を、全く、日本に、適せず、と、思考する人あり、と、するも、最早、日本の新法律、され、決して、之を、輸入、物視するも、は、出來ぬなり。

併し、例へば、動植物の如きも、氣候、地味によりて、到處、異なる、出來ぬ、種類もあり、又、容易に、移植の、出來得る、種類もある、如く、法律中にも、其事、柄により、人種、風俗、等の、異同により、何れにも、行はるべきもの、あるべく、又、人種、風俗、の、異同によりて、甲には、行はるるも、乙には、行は

九月廿三日

○長野縣小縣蠶絲業の監督業組合の沿革。五月、長野縣第四家、製絲家、并に製絲業者は、其仲間に加は、御が、同會令四十一號、發布せしより、長野縣第十二號の組合規則を、第二十一號を以て、蠶絲業に従事するものは、總る、と、し、かり、追々、其に、蠶絲業の面目を、一したるのみならず、從の方法に、改良を加へ、稱せられたる、提議の、利益ありしかども、すして、右組合の、爲め、は、明治二十年四月、縣の規則を、改正し、大に、製絲業の、興なり、た、費の、徴集、賦課、など、に、失ひたるのみならず、當業者は、直接に、不便、する、未、明治二十一年、七月、する、も、に、なり、蠶絲業、な、に、先、ちて、偶々、蠶絲業、存、廢、の、議、題、に、上、り、向、て、現行、組合、規則、の、廢、止、を、主、務、大臣、へ、稟、陳、し、其、實、情、を、陳、述、し、合、規則、を、廢、止、せ、り、維、新、即、ち、長野縣の、蠶絲業、を、組合、を、組織、する、の、端、緒、を、同、年、六月、小縣、蠶絲業、井、に、製絲商の、三、業、者、月、に至り、山梨縣に、於、て、不安、心、あり、との、陳、述、も、か、ども、結局、農商務省、の、認可、を、受、けて、成立、つ、た、郡、蠶絲業、上、田、組合、と、改、日、迄、に、組合、員、二、千、二、十、取、扱、ひ、たる、本、年度、の、實、收、は、三、萬、六、千、餘、圓、に、上、り、而、して、其、多、額、に、上、り、を、以、て、な、れ、ども、此、現、況、を、以、て、千、圓、以上、の、收入、ある、べ、く、放、ける、自由、組合、は、最、と、云、ふ。